介護保険制度改正および福祉有償運送に係る
道路運送法の許可の取扱いに伴い

4月から高齢者の在宅福祉サービスが変わります

元気な人がなるべく要介護状態にならないように、また要介護状態になっても地域で自立した生活ができるように、4月から介護保険制度が見直されます。

この介護保険制度の見直しに伴い、これまで高島市が実施してきた下記の事業については、廃止または見直しを行います。そのままでは要支援や要介護状態となる可能性が高い「元気づくり高齢者」向けと、元気な状態の維持・向上を目指す「おたっしゃ高齢者」向けに事業を分けて展開し、より効果的な介護予防事業を実施します。

具体的には…

変わります
高齢者生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）
集団リハビリテーション事業
集団機能訓練事業

元気づくり高齢者
保健師や専門スタッフが行なう介護予防教室や訪問指導等の介護予防プログラムに取組み、生活機能低下を予防していただきます。「運動器官の機能向上」「認知症予防・支援」などのプログラムに取組んでいただきます。

おたっしゃ高齢者
介護予防の知識や重要性についての普及・啓発の講演会や教室に参加し、自主的に介護予防に取組んでいただきます。地域のサロンなどに参加し、元気な状態の維持・向上を目指していただきます。

変わります
「食」の自立支援サービス（配食サービス）

元気づくり高齢者
「栄養（低栄養状態）改善」が必要な方は、管理栄養士などの専門スタッフによる介護予防プログラムに取組んでいただきます。状況に応じて、栄養バランスのとれた配食により栄養改善を目指していただきます。

おたっしゃ高齢者
介護予防の知識や重要性についての普及・啓発の講演会や教室に参加し、自主的に介護予防に取組んでいただきます。民間業者の活用や、家族や地域の支援により食生活を維持し、健康状態を保っていただきます。

見直します
高齢者生活管理指導員派遣事業

元気づくり高齢者
生活管理指導員が自宅を訪問して、生活機能の指導や相談を行い、要介護状態にならないよう予防します。

見直します
高齢者軽度生活援助事業

高齢者生活援助員派遣事業
生活援助員が買い物の代行など日常生活を支援し、高齢者が自立した生活ができるよう手助けをします。元気づくり高齢者の他、おたっしゃ高齢者も状態に応じて利用できます。

廃止します
高齢者日常生活用具給付事業

給付事業は廃止しますが、自立した生活を継続するための自助具や生活用具についての相談や紹介を行います。

変わります
高齢者外出支援サービス事業（移送サービス）

社会福祉法人やＮＰＯ法人が道路運送法の許可を得て、独自に事業を実施します（福祉有償運送）
道路運送法の許可を得た法人が事業を行うため、市が実施してきた外出支援サービス（移送サービス）は廃止します。
道路運送法の許可手続きをしている法人は下記のとおりです。利用料金等詳しいことは、各法人へお問い合わせください。

- 社会福祉法人高島市社会福祉協議会
  3月末まで：☎(25)6514
  4月から　：
  （マキノ・今津・朽木）☎(27)1778
  （新旭・安曇川・高島）☎(36)8222
- 社会福祉法人ゆたか会　☎(22)1601
  ☎(22)4041（障害者生活支援センターほろん）
  ☎(38)8030（朽木：やまゆりの里）
- NPO法人じゃがいもの家　☎(28)8068
- NPO法人元気な仲間　☎(25)5301

※このほかにケア輸送サービス事業所があります。

そのままでは要支援や要介護状態となる可能性が高い「元気づくり高齢者」であるか、元気な状態の維持・向上を目指す「おたっしゃ高齢者」であるかについては、基本健康診査などで実施する「おたっしゃ問診」により把握します。

〈問い合わせ〉
・高島市役所　長寿福祉課　☎0740(25)8516
・高島市地域包括支援センター　☎0740(22)0193

4月から地域包括支援センターを設置します

高齢者ができる限り要介護状態にならないよう、また悪化しないように介護予防と自立支援で高齢者の生活を支える総合機関として4月1日より「地域包括支援センター」を設置します。

◆4つの機能

①総合相談・支援
介護保険をはじめ高齢者の生活に関して様々な職種との連携、多様な社会資源を結んで総合的な相談・支援を行います。

《相談機関として》
・高齢者の健康・生活・介護や権利などについての相談
・介護サービスや介護予防サービスについての相談
・認知症や家族介護についての相談
・介護保険サービスを利用するまでもないが、生活に不安がある方の相談
・生活機能が低下している方の相談（足腰が弱くなってきていて、外出しなくなっている方や最近家に閉じこもっていることが多くなっている方など）などの様々な相談に応じます。

②権利擁護、虐待の早期発見・防止
高齢者の人権や財産を守る権利擁護、虐待防止事業に取り組み、成年後見制度の活用促進や虐待の早期発見・防止に努めます。

③介護予防ケアマネジメント
介護予防対象者「元気づくり高齢者」などの介護予防ケアプランの作成を行います。
「元気づくり高齢者」や「要支援1・2」となられた方のケアプランをご利用者本人やご家族等と共に考え、作成し、目標が達成できるように支援します。

④地域のケアマネジャーなどの支援
困難事例に対する助言などケアマネジャーの支援を行います。保健・福祉・医療の専門職、専門機関相互の連携、ボランテイア等の住民活動などを含めた地域の様々な社会資源の統合、ネットワーク化を行い、地域全体で高齢者を支える仕組みをつくります

《地域づくりを応援します》
高齢者ご本人、家族、地域それぞれができることを考え、地域のみなさんとともに地域づくりを応援します。

◆センターの組織はこうなります。

①公正・中立性を確保し、円滑かつ適正な運営を図るため、地域住民や関係職種による地域包括支援センター運営協議会を設置します。

②運営協議会はセンターの運営を地域の関係者全体で協議、評価する場となります。

③保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の「3つの専門職」が中心となってチームをつくり、高齢者の総合的な支援を行います。
●北部担当…（マキノ、今津、新旭地域）
●南部担当…（安曇川、朽木、高島地域）

◆在宅介護支援センターはどうなるの？
基幹型在宅介護支援センターおよび旧町村ごとの各在宅介護支援センターは廃止されました。
在宅介護支援センターが今まで担ってきた役割は地域包括支援センターを中心に引き継ぎます。詳しくはセンターまたは市役所長寿福祉課、健康推進課およびお近くの各支所で、お気軽にご相談ください。
※休日・夜間は、本庁および各支所の宿日直が取り次ぎ地域包括支援センター職員等へ連絡します。

■高島市地域包括支援センター
【住　所】
高島市役所別館1階（旧郡民会館）
今津町名小路一丁目4・1
☎(22)0193
FAX(22)0292

社会福祉法人利用者負担軽減制度軽減対象サービス追加のお知らせ

社会福祉法人利用者負担軽減制度をご利用の方は、平成18年4月施行の介護保険制度改正によるサービスの種類の見直しにより、次のとおり軽減対象サービスが追加されますのでお知らせいたします。

▼対象サービス
（現在のサービス）　訪問介護　通所介護
短期入所生活介護　介護老人福祉施設
（追加されるサービス）
介護予防訪問介護　夜間対応型訪問介護
介護予防通所介護　認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防短期入所生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※詳しくは介護保険課までお問い合わせください。

▼施行期日　平成18年4月1日

（介護保険課）

『介護保険被保険者証』が新しくなります。

高島市にお住まいの65歳以上の方、および40歳から64歳までの方で、要介護等認定を受けておられる方がお持ちの現在の介護保険被保険者証の有効期限は、平成18年3月31日となっています。市では、新しい介護保険被保険者証は4月1日頃に発送します。被保険者証の色は従来のものと同じもえぎ色です。なお、現在の被保険者証は4月以降は使用できませんので、各自で責任を持って廃棄処分していただくか、市役所別館介護保険課、市役所長寿福祉課または各支所へお返しください。

（介護保険課）